

事務連絡

令和2年5月4日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策における重症患者に対する  
レムデシビルの必要量等の把握について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の重症患者を対象とした医薬品の国内使用について検討を行うことを目的とし、新型コロナウイルス感染症における ECMO または人工呼吸器を使用している等重症患者数及びこれら患者を受け入れている医療機関名を把握するため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発 0326 第3号、医政地発 0326 第1号、閣副第325号）による WEB 調査の項目の一部変更（※1）を行い、さらに医療機関が当該調査へもれなく入力及び随時更新して頂くよう周知及び協力依頼（※2）を行ってきたところです。

こうした中、5月1日、米国において、「レムデシビル」（ギリアド・サイエンス社）が新型コロナウイルス感染症に対する緊急使用許可（EUA：Emergency Use Authorizations）が認められたところであり、また、本日、新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビルの国内での使用等について薬事承認申請がなされました。今後、当該医薬品については、迅速に審査が行われ、薬事食品衛生審議会に諮問されることとなります。

仮に薬事承認された場合においては、適格基準及び除外基準等当該医薬品の使用に当たっての留意事項が示され国内での利用が可能となりますが、当該医薬品は供給量が限られる可能性があることから、日本への供給量が限定的なものとなる可能性があります。

ります。

このため、薬事承認された場合においては、上記の適格基準及び除外基準等当該医薬品の使用に当たっての留意事項を参考とした国内や各医療機関における必要量その他必要な事項等を把握するため、調査項目の一部変更を行った上で、WEB調査により把握することといたしました。各医療機関が本調査に入力する情報等を踏まえて各医療機関への当該医薬品の配分を行うことを予定していますので、これらの情報が極めて重要なものとなります。

つきましては、貴管下の各医療機関（病院）による入力及び随時更新が遺漏なく行われますよう改めて周知及び協力依頼して頂きますようお願いいたします。

(参考)

- ※1 「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」（令和2年4月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
  
- ※2 「新型コロナウイルス感染症における重症患者数等の情報提供について（依頼）」（令和2年4月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

**【問い合わせ】**

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（技術総括班）

担当：大島、高橋、丸山

Mail：[kansen-2019@mhlw.go.jp](mailto:kansen-2019@mhlw.go.jp)

TEL:03-5253-1111（内線 8027）